附則第九条の四第一項に規定する補正後第二号被保険者見込数
附則第九条の四第一項第二号イに規定する数
附則第九条の九に規定する補正後第二号被保険者数
附則第九条の九第二号イに規定する数

（公示）

第十一条　厚生労働大臣は、平成二十九年度及び平成三十年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一　総報酬割概算負担率

二　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額

三　附則第五条の四第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

四　附則第六条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

五　補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額

六　総報酬割確定負担率

七　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額

八　補正後第二号被保険者一人当たり負担額

第十一条の二　厚生労働大臣は、平成三十一年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一　総報酬割概算負担率

二　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額

三　附則第九条の四第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

四　補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額

五　総報酬割確定負担率

六　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額

七　補正後第二号被保険者一人当たり負担額

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）	（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）
第七条　法第百五十二条第一項各号に規定する医療保険納付対象額（法第百二十五条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）及び介護予防事業医療保険納付対象額（法第百二十六条第一項に規定する介護予防事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率（法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。	**第七条**　法第百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第百二十五条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）及び介護予防事業医療保険納付対象額（法第百二十六条第一項に規定する介護予防事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率（同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

（公示）

第十一条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

（新設）

一　附則第五条第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

（新設）

二　附則第六条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

（新設）

三　附則第七条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額

（新設）

四　附則第九条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担額